

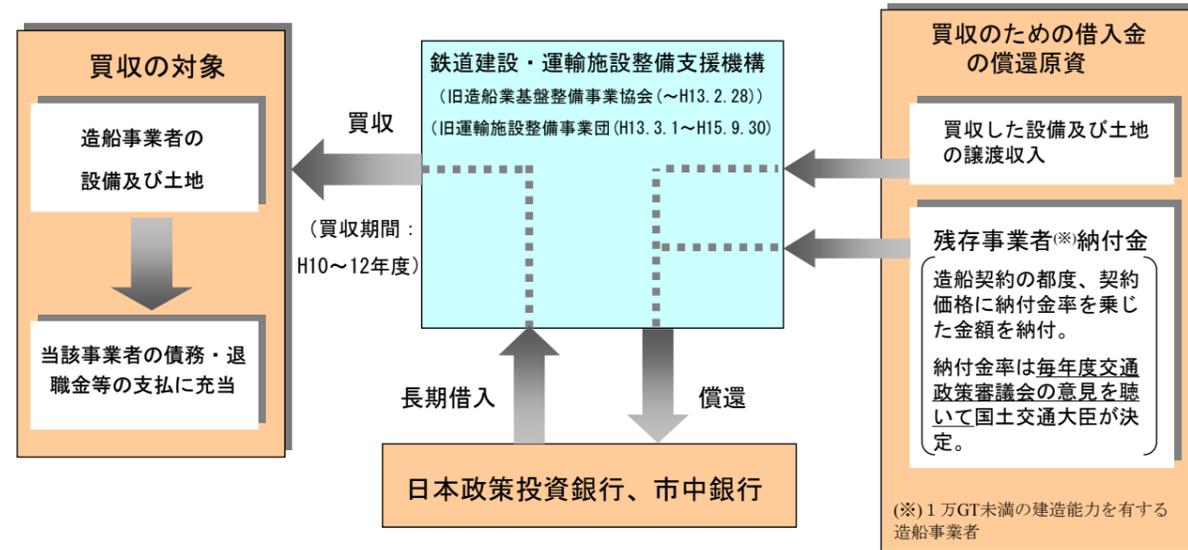
造船業構造転換業務に係る平成17年度の納付金率について [全体概要]

資料3

1. 中小造船業の構造転換業務

(1) 概要

平成10～12年度に、経営難に陥った中小造船事業者の円滑な撤退を図るため、セーフティネット策として造船業基盤整備事業協会（現在は鉄道建設・運輸施設整備支援機構に業務移管）による買収事業を実施し、2造船所（総額約13億円）を買収。



(2) 納付金率の決定

- 毎年度の納付金率は、国土交通大臣が交通政策審議会の意見を聴いて定めることとされている。その際には、「船舶の受注見通し及び機構の業務の見通し」を基礎とし、「特定船舶製造業における経営の安定に支障を与えない」ように配慮すること、すなわち、事業者の負担を抑えつつ、平成22年度までに事業収支が相整うような適切な納付金率とすることとされている。
- 平成13年度の交通政策審議会海事分科会において22年度までの納付金率が示された際、「22年度までの納付金率に変更がなく、かつ、建造需要の見通しや事業団（現支援機構）の業務見通しに大きな変更がない場合は、分科会を開催せず、分科会長に一任として処理」することが決定されている。

2. 中小型船の建造需要の見通し

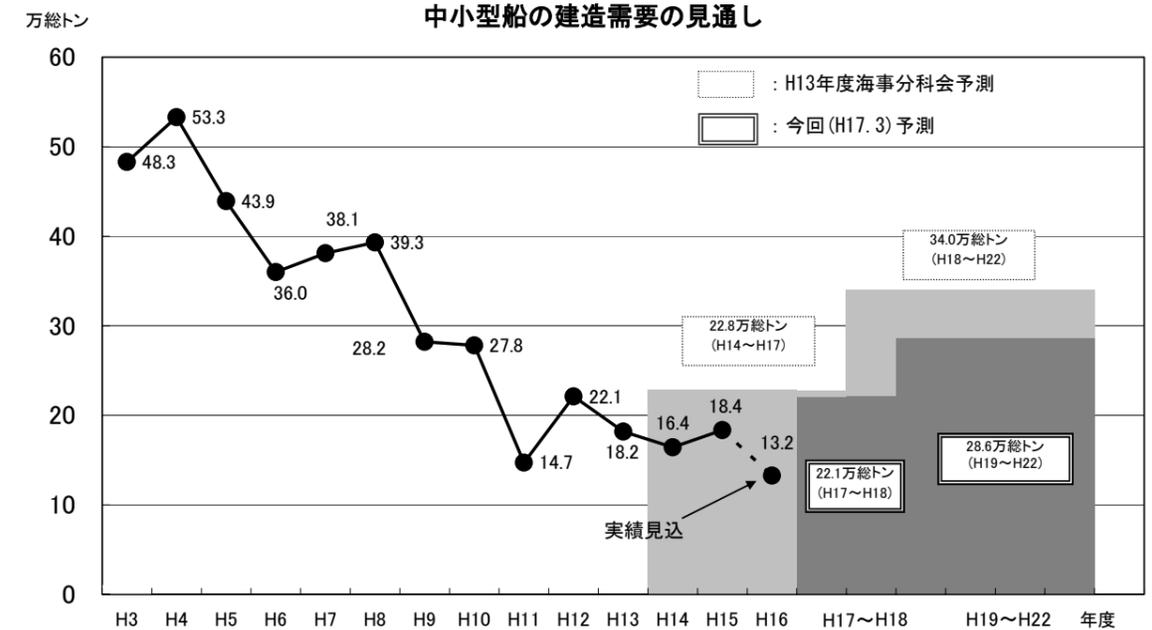
- 5千総トン未満の船舶の建造量は、平成11年度に過去ピーク（平成4年度）の約1/4まで落ち込んだ後、平成12年以降ほぼ横ばいで推移したものの、平成16年度は、近年最低であった平成11年度を下回る見込みである。
- 一方、現在、各造船所は手持ち工事量を確保しつつあるところ、平成17年度以降は老齢船のリースの進展等を背景に建造需要が回復基調をたどる見通しである。

3. 造船業構造転換業務の見通し

- 平成14年度に山川造船鉄工(株)本社工場跡地を、平成15・16年度に造船所設備の一部を売却。
- 将来の需要回復期を勘案して、納付金率を再検討した結果、平成22年度までの構造転換業務の収支は相整うものと考えられる。

4. 納付金率について

- 平成13年度の海事分科会において示された計画によれば、平成17年度の納付金率は、0.15%とされていたところであるが、依然として厳しい経営環境にある中小造船業及び内航海運業の状況を考慮し、平成17年度の納付金率については、0.10%とする。
- また、18年度以降については、建造量の回復が見込まれる平成19年度以降の納付金率を0.15%とする計画とする。



(注) 100総トン以上5000総トン未満の船舶

納付金収入の見通し

項目	平成10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
建造契約額 (契約締結ベース：億円)	—	641	578	672	613	740	626	1277/年		1650/年			—	
納付金率 (%)	—	0.05			0.10			0.15			0.08	—		
納付金 (百万円)	0	32	29	34	31	74	63	128	128	248	248	248	132	1,394
(参考) 13年度に示された納付金率 (%)	—	0.05			0.10			0.15			0.10	0.05	—	

構造転換業務の見通し

(単位：百万円)

科目	10～14年度 【実績】	15年度 【実績】	16年度 【実績見込み】	17～18年度 【見通し】	19～22年度 【見通し】	10～22年度 【合計】
施設の譲渡・貸付	87	1	7	726	0	820
納付金	125	74	63	256	876	1394
その他	200	4	0	11 (通期)		215
合計	412	79	71	1868 (通期)		2429
事業費	164	26	22	40	16	268
元利返済	82	105	205	402	695	1490
一般管理費	434	52	35	70	80	671
合計	680	183	262	512	791	2429